

津市ふれあい生きがい活動支援事業実施要綱

平成18年1月1日訓第117号

(目的)

第1条 津市ふれあい生きがい活動支援事業（以下「事業」という。）は、ひとり暮らし高齢者等が介護予防、趣味活動、創作活動等の生きがい活動を通じて永年住み慣れた地域社会の中で自立した生活を営むことを支援することにより、高齢者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、本市とする。ただし、本市は、事業の運営を社会福祉法人等に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 事業の利用対象者は、本市の区域内に住所を有する比較的元気なおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者世帯及びこれに準ずる世帯とする。

(実施施設)

第4条 事業は、本市の老人福祉センター、各地区公民館及び事業を適切に実施することができると思われるその他の施設において実施する。

(事業内容等)

第5条 本市は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 運動器の機能向上に関する講習会、講座又は活動
- (2) 閉じこもり予防及び支援に関する講習会、講座又は活動
- (3) 健康相談に関すること。
- (4) 栄養改善に関する講習会、講座又は活動
- (5) レクリエーション等の趣味活動
- (6) 教養に資する創作活動
- (7) その他介護予防に関する活動等

(運営)

第6条 本市は、事業の実施について地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。

(利用料)

第7条 利用者は、事業に伴う原材料等の実費相当額を負担するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓の施行前に合併前の芸濃町生きがい活動支援通所事業実施要綱（平成12年4月1日施行）、香良洲町介護予防・生きがい活動支援事業実施要綱（平成12年4月1日施行）又は白山町ふれあいミニデイサービス事業実施規則（平成12年白山町規則第8号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。